

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（第４回）

日 時 平成２５年３月２５日（月）１５：００開会

場 所 商工会議所 第５・６会議室

司会

お待たせいたしました。ただいまより、川崎駅帰宅困難者等対策協議会を開催させていただきます。この協議会は会議公開ということで開催されておりますのでお知らせいたします。それでは議事に入る前にお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。初めに、議事次第でございます。会議レイアウト、設置要綱、委員会名簿、それから資料１「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会ワークショップ報告書抜粋版」１ページから２９ページまでの綴りになっております。それから資料２「川崎駅周辺の災害時における行動ルール（案）」表紙から２３ページまでの綴りになっております。それから資料３「平成２５年度の予定」ということで２枚綴りになっております。よろしいでしょうか。落丁等ございませんでしょうか。もしありましたら会議中でもよろしいのでおっしゃっていただきたいと思います。資料は以上でございますので、只今から座長に進行をお願いしたいと思います。

小林座長

座長の総務局危機管理室の小林でございます。どうぞ宜しくお願いします。前回のワークショップでは非常に多くの方がお越しいただきまして、いろいろな視点からこの帰宅困難者対策の問題点や現状を把握させていただきました。その結果を受けまして今日ご報告させていただきながら、行動計画のご確認をいただきたいと思いますと考えております。

それではさっそく議事の方に入らせていただきたいと思います。議事「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会ワークショップ開催報告」について、事務局から説明の方お願いいたします。

議事１ 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会ワークショップ開催報告について

阪西課長

それでは先般１月２１日に開催いたしました川崎駅周辺帰宅困難者等対策ワークショップについての開催結果について報告させていただきたいと思います。危機管理室の訓練担当阪西と言います。よろしくお願いします。

まずは資料１をご覧ください。まず１ページ開いていただいて、１の訓練の目的をご覧ください。１月２１日、場所は今日と同じ会場を利用して実施させていただきました。次のページにありますように、多くの方に参加いただきまして、活発な議論をしていただき

ました。有難うございました。ワークショップでは、協議会委員ではない商業施設2か所を含む28機関52名の方に参加いただきまして、川崎市直下で震度6強の地震が発生して、1万人弱の滞留者が出たという想定のもとに、いかに帰宅困難者・滞留者を円滑に誘導するかということを、発災直後の自助、発災から3時間後の共助、6時間後の公助と3段階に分けまして、それぞれ検討していただきました。

自助では、主要施設ごとに単独でどのような対応が可能なのか検討して頂き、共助ステージでは、周辺地域を5つのエリアに分けまして、エリアごとに検討していただきました。エリアごとに一時滞在施設の選定、また情報受発信施設が必要であれば情報受発信拠点の選定等をしていただきまして、主要施設間の自主的な調整によって検討していただくということをやっていただきました。最後の公助では、代表者グループと一時滞在施設のグループをつくりまして、最終的に行政が主導して、帰宅困難者の円滑な誘導をどうするかということを検討していただきました。

それでは次に、4ページ以降はそのワークショップで使ったパワーポイントになりますので省略いたしまして、飛んで13ページ、3. 訓練の結果、課題と解決策をご覧ください。こちらにですね、自助から公助までの3つの段階で出ました課題と解決策について盛り込んでおります。簡単には解決できないのですが、後で説明します行動ルール（案）に反映できるものは反映してですね、今後具体的な各論といいますか、具体的な方策をどうするかといったことの検討が必要なものを抜き出したものでございますので、これから説明させていただきます。まず自助ステージで出た課題ですね。1番、発災後2時間後が帰宅困難者のピークとなると思われるということで、課題としましては、施設が安全であればそのまま利用者の方に留まってもらいますけれども、確認しなければならないということですね、これにつきましては迅速な安全点検ができるようにチェックリストを整備させてもらうということで、行動ルールにも若干盛り込んでいますし、具体的に一時滞在施設と商業施設の方々にはお配りしております。それを参考に、もともとそれ以外でも独自でチェックリストを設けてらっしゃるところもありますので、迅速な安全点検をしていただくということで意思統一をしております。2番の屋内退避を行った場合では受入れ期限はいつまでかということで、大概の方がですね交通機関が再開するまで。それでは長期に渡って再開しない場合はどうするのかという問題なのですが、備蓄品の点ですね。この備蓄品の提供に関しては行動ルールに定めております。3については、2と同じですね。4は次のページの14ページをご覧くださいまして、屋外避難の場合、避難先が被るということで、避難先までのルートも混雑するので、それをいかに解消するのかという問題なんです、これにつきましては基本、施設の安全確認のために、一旦利用客の方に出ていただく。基本、駅前広場の方に集まっていただくということで統一しております。ただ、施設が危険で戻れない場合、条件付きですが広域避難所等に誘導するという事になっております。実際ワークショップで西口エリアの方から、自主防の防災隊で誘導を行うといったご意見も出されたということもありまして、誰が誘導するのか、スタッフの間

題も含めまして、今後施設ごとの滞留者の想定される滞留者数、避難誘導先、経路、具体的なことを今後検討して頂いて、すり合わせをしたいと考えております。次、5番の想定される帰宅困難者の滞留場所ということで、①に書いてあるとおり、駅周辺、アゼリア地下街、停電していない建物、こういった場所に集まることが想定されます。こちらも具体的にどのくらい集まるのか、どのように、誰が、どこに誘導するのかということを、今後の検討ですが具体的に行動ルールで定めていきたいと考えています。次に③の飲食店、コンビニ。当然食料品、飲料水なども含めて殺到する恐れがあるということで、コンビニは行動ルールにも定めてありますが、災害時帰宅支援ステーションという位置づけがありまして、可能な範囲で営業継続の要請をすると定めてあります。あと周辺道路、避難経路に人が殺到して、にっちもさっちもいかないと。これについては、主に警察署にお願いしたいのですが、スムーズな誘導について、ざっくり行動ルールに定めております。15ページをご覧ください。6の想定される帰宅困難者の行動ということで、③トイレの利用。これにつきましては、先ほど説明しましたコンビニを活用ということで行動ルールに定めております。⑤の要援護者、急病人への対応ということで、これはタクシー協会さん。今日いらしていませんけれども、要援護者搬送用のタクシーが市内で20数台ございますので、そういったものの活用ということで入れさせてもらっています。7の通信不通による混乱。当然家族の安否確認で電話を使いたいのですが、8～9割ぐらいの通信規制がされているということで、災害時にも強い特設公衆電話の設置、あらかじめ事前に設置しておく。この間のNTTさんのお話しでもありましたけれども、全部が災害時優先電話であるということ、停電時にも使えるということから、その重要性が再認識されているところではありますが、まだ具体的にどこに設置するとは決めていません。今後ですね設置する場所、その施設の方々のご理解、ご協力を得てですね、詳細をNTTさんと詰めていきたいと考えております。②の停電による信号の滅灯対策ですが、これも警察署の方々と協力する必要があるのですが、手信号検討と書いてありますが、そんなに警察もマンパワーありませんから、発動発電機を整備して、主要な交差点をピックアップし、その近くの施設に保管しておいてもらって、いざというときにそれを活用するといったようなことを今後検討していきたいと思います。8の正確な情報の入手ですが、これは後に説明します行動ルール（案）で情報発信の流れとして説明しています。次の16ページ、これは皆様方に出していただきましたワークシートを集約した結果です。今言った説明が盛り込まれておりますので、後程ご確認ください。

それでは次の次のページ、18ページをご覧ください。次が共助ステージでの課題と解決策になります。共助ステージでは、地域を5つに分けて5つのエリアごとに一時滞在施設を1つ、もし関係者が一同に介して集まる情報受発信拠点、情報の共有の場と発信の場が必要であればそれを設けるということを課題にやったものです。まず、一時滞在施設としての条件。ここに書いてある4つの駅と直結、交通機関の案内が可能等々という条件がありました。この条件を満たすのはアゼリアさんくらいしかないと。ただ、MAX3,000

人くらいしか受け入れることができないということで課題があがっています。それと、出ました課題としては、駅と区役所、一時滞在施設との間での連絡手段の確保が必要ということなのですが、これにつきましては、その3者に無線機を配備しまして、スムーズに連携がとれるようにしております。③一時滞在施設が現在のところ5施設ということです。これにつきましては後で説明しますが、可能な限り受け入れていただくということしかないのですが、そのように行動ルールでもうたっております。④飛ばして⑤。先ほども言いましたアゼリアさんに帰宅困難者が集中しすぎるきらいがある。利用できない場合も想定も含めて、他に多くの一時滞在施設の確保、また施設までの誘導方法を決めておくべきである。正にその通りです。均等負担といえますか、アゼリアさんはじめ他の4か所の施設だけでなく、可能な限り滞留者を受け入れていただければと。実際ワークショップです、協定を結んでいない施設の方々も名乗りをあげていただいて「うちで何百人」ということで受け入れてもらうことになっておりました。実際もですね、状況に応じてなんでしょうけれども、可能な限り受け入れていただきたいと考えております。これについては今後検討していきたいと思います。19ページの情報受発信拠点についてです。これについては、後の公助の段階のところで説明します。

それでは21ページ。公助、最後の段階です。こちらをご覧ください。課題としましては何回も言っておりますが、根本的な一番の課題なのですが、一時滞在施設数が足りないということですね。これにつきましてはワークショップの時には既存の一時滞在施設の受入数をそれぞれ10%、1割増しでお願いしました。他、何か所かですね、もともと協定等結んでいない施設の方々にも受け入れていただいたということです。情報受発信拠点は、色んな意見が出ましたが、結論から言いましたら、西口も東口も合わせて1か所にした方がよいと。ワークショップではアゼリアさんが相応しいということになっておりましたが、これにつきましてはアゼリアさんの了解も得ていませんし、地下で無線が入るのかどうかという問題もありますので、仮にアゼリアさんにした場合、どこにするのか。それからマンパワーの問題も。どこの施設の方々にどのように集まってもらうのかという問題もありますので、設置場所の問題も含めて今後検討していきたいと思っています。一時滞在施設のスタッフ数の確保ということも課題としてあがりました。行政からマンパワー、ぜひ職員に来てもらいたいということで、これは川崎、幸の両区の方から備蓄物資の搬送というかたちで行動ルール（案）には盛り込んでおります。この下の、一時滞在施設として行政に支援してほしいこと。迅速な情報提供、備蓄品の提供、スタッフの供出等々です。これについても先ほど来、検討していることは盛り込んでいることは多少あります。今後の検討課題も残っております。

次22ページをご覧ください。これが代表者グループ、一時滞在施設グループ以外の方々から出ました行政に支援してほしいことということで、内容は先ほどの一時滞在施設からの要望とほとんど同じでございます。

最後、通信事業者に支援してほしいことということで、これは自助のところで説明しま

したので省略します。

次 2 3 ページがアンケート結果から確認できる課題ということで、ざっと読み上げますと、一時滞在施設数が不足している。これについては可能な限りお願いしたいということで行動ルールにうたっております。協議会メンバーの拡大ですね。これは本協議会で検討していきたいと思います。それと一時滞在施設どうしの情報交換が必要である。これは無線機を配備して情報交換できるようにしています。次に、曜日、季節、時間帯を変えた様々なシミュレーションが必要であるということです。この間のワークショップは、平日のリアルタイムである時間ということでやらせていただきました。平日の日中の就業時間帯であれば、一斉帰宅の抑制ということで一定の効果が期待できると思うのですが、例えばこれが休日ですとか、通勤時間帯になりますと、また状況が変わってきまして、そういったときにどうするかということの検討は当然必要かと思います。例えばですが、実動訓練を来年度予定しておりまして、その時に最悪の事態を想定してやるとか、朝の通勤ラッシュの時間帯を想定してやるとか、というようなことを検討に値すると思っております。次にトイレ対策。これについてはコンビニの活用等である程度盛り込んでおります。次に要援護者への支援策の検討。これはもっぱらタクシー業界さんをお願いして、病人の方、要援護者の方へは特別に対応するというのを盛り込んでおります。通信途絶についても先ほどのような説明の通りです。

次の 2 4 ページ以降はですね、それぞれ自助段階から公助段階まで皆様方に発表していただいた内容ですので、後程ご確認ください。ワークショップの開催結果報告については以上です。

小林座長

今、ワークショップの開催の報告について事務局の方からご説明申し上げましたが、質疑については、この後ワークショップの内容に基づいて行動ルールの案を作っております。また課題等を今後検討するために来年度の取り組みについての資料も用意しております。そちらを説明してから質疑の方お受けしたいと思いますので、宜しくお願い致します。それでは続きまして議事 2 の方について、事務局の方から説明をお願い致します。

議事 2 川崎駅周辺の災害時における行動ルール（案）について

浅岡係長

川崎市総務局危機管理室の浅岡と申します。宜しくお願い致します。川崎駅周辺の災害時における行動ルール（案）について説明いたします。A4 カラーの資料 2 をご覧ください。このルール案は、これまでの協議会での協議内容のほか、各施設へのヒアリング、そして今説明させていただきましたワークショップの開催結果、これらを基にして事務局案としてとりまとめた資料でございます。今後この資料をたたき台といたしまして、川崎駅周辺の帰宅困難者対策をさらに進化させ協議し、帰宅困難者対策の実働訓練における検証を行

いながら仕上げてまいりたいと考えているところです。

それでは1枚おめくりください。このページではまず川崎駅周辺の特徴について紹介をしております。川崎駅は東京と横浜の間に位置し、羽田空港が近いなど交通アクセスに優れ、交通・産業・文化の拠点である川崎の玄関口となっております。そして川崎駅周辺には大型商業施設、企業の業務ビル、高層住宅など数多く立地しております。都市機能が集積しておりまして、春にはアジア交流音楽祭あるいはアジアンフェスタ、夏には山王祭、秋にはかわさきハロウィン、冬にもかかわさきバスカーやイルミネーションなど、様々な年間を通して多彩なイベントが開催され、活気に満ち溢れている地域となっております。このように多くの人たちが集う川崎駅なのですが、大地震が発災し、公共交通機関が麻痺した場合、非常に多くの帰宅困難者であふれるということが予想されるわけです。これらの対応として2ページになりますが、行動ルールの概要の通り、川崎駅周辺の災害時の行動ルールを策定していこうというものです。まず被害想定についてでございますが、川崎市直下の地震マグニチュード7.3により、駅前には約19,000人の帰宅困難者の発生することを想定します。地域の共通した目標として、滞在者の安全の確保と混乱の抑制を図ることにしようというものです。そして役割分担についてでございますが、誤植で大変申し訳ありませんが、組織における対応内容を地域で共有し、自助、共助そして公助という防災の対策を進めていく基本的な視点を基に対策案を検討していこうということで、まず自助では施設ごとに身の安全の確保と落ち着いた行動を徹底しよう。共助では、川崎の地域力で、正確な情報提供と適切な誘導。そして公助では目標の達成に向けて地域における対応を支援していこうということで整理しようとするものでございます。このような役割分担の明確化のもと、駅周辺の関係者が連携した対応といたしまして、川崎駅、商業施設、警察、一時滞在施設、消防署、区役所、これらの関係者が連携しまして、帰宅困難者の案内誘導、情報提供、要援護者等への支援を行っていこうとするものでございます。

ページをめくりまして3ページをご覧ください。地震被害想定についてでございます。こちらは先月、2月5日に川崎市で公表した資料でございます。川崎直下の地震、マグニチュード7.3。川崎市内に最も被害が想定される地震の市内の震度分布図になります。オレンジ色が震度6強でして、黄色が震度6弱となっております。川崎駅周辺では震度6強または震度6弱の地震にみまわれる想定となっております。3.11では川崎市は震度5強を観測したところでございますが、震度6弱では立っていることが困難、震度6強では這わないと動けない、そのような状況だということで、3.11を上回る地震にみまわれるということになります。下の表ですが、被害想定について各建物とか人的被害の想定の数を示させていただいております。おおざっぱに申し上げますと、建物被害について全壊棟数は川崎区内で6,500強、幸区では4,600強、半壊も10,000以上が川崎区内でみまわれ、幸区でも6,314棟になるとなっております。これら大きな被害がある中で、下の方になります。駅前滞留者、私用等というのと、従業員、学生等の数が記載されております。こちらについて川崎駅で19,128人が駅前滞留者の私用等、43,649人が従業員や学生たちが帰宅困難に見

舞われるということで書かせていただいております。川崎駅における帰宅困難者の駅前滞留者の数については、私用等と従業員、学生等に分けて想定しておるところなのですが、企業や学校では大地震が発生し公共交通機関が麻痺した場合、むやみに移動を開始しないことを原則として、施設の中でそのまま留まっていたらこうということをお願いしているところなのですが、逆に言うとこれを徹底した場合、買い物客等を、身を寄せる場所がない人たち 19,000 人強なのですが、その方たちが川崎駅に滞留するというところで想定しているところなのですが、川崎には大企業の進出等がありますことから更に企業社数が増える、そういったところからこの徹底がなされない場合に合計 62,000 強を更に上回る可能性があります。今日お示しするルールとしてはむやみに移動を開始しないことという大原則を前提に作らせていただいているところです。

次に東日本大震災を受けての課題についてですが、平成 23 年 3 月 11 日首都圏で 515 万人の帰宅困難者が発生しました。主要駅を中心に帰宅困難者が滞留し、徒歩帰宅が大量に発生したことで激しい道路渋滞ともなりました。そして多くのところで休憩場所として住民用の避難所などの施設を開放したり、あるいは情報が錯そうしたり、などの様々な問題が発生したところです。川崎市内においても 5,500 人の帰宅困難者を施設で受け入れまして、川崎駅では 3,000 人強の人たちが、市で要請した施設に避難しました。そして上記以外の施設においても帰宅困難者をそれぞれの施設さんで受け入れた実績もあります。市が要請した施設では住民用の毛布ですとか、上下水道局の飲料水を配布したところですが、情報の錯そう、小売店における品薄状態など川崎でも様々な問題が発生したところです。川崎駅周辺における対応につきまして、東日本大震災の教訓から課題を抽出し、川崎駅周辺の地域特性を踏まえた対応策を検討しようということで、今回の協議会を設置し、そして行動ルールを策定し、その取組に着手。そして訓練等で効果を検証していこうということでございます。

また 1 枚ページをおめくりいただきまして 5 ページになります。自助として、まず組織で備えることについてでございます。対応マニュアルの作成と周知ということで、駅や商業施設ではあらかじめ災害時の初期対応や被害状況の確認、救出救護、エレベータ停止、地震による出火、設備損壊、インフラ無線、避難誘導への対応手順、こちらについては消防法の届け出とかで多くの施設さんで既に作成されていると思うのですが、その他に従業員や利用客の保護、地域との連携体制についても対応マニュアルについて作成して頂きたいということです。作成した対応マニュアルについてなんです、従業員や関係企業の店舗等に伝え、内容の確認を確実に行っていただきたいという内容でございます。2 番、訓練の実施、応急手当ということで対応マニュアルに沿って、駅や集客施設でそれぞれ自衛消防訓練等を定期的に行っている施設さんが殆どだと思います。それらについて確実に訓練を進め、必要に応じて見直しを行っていただきたい。それから、地域が主催する訓練にも積極的に参加し、反省点を話し合ひましょう。そして従業員等に対し、消防署が開催する応急手当講習会の受講も是非受けていただきましょうということです。参考までに事業

継続計画（BCP）の策定の必要性、あるいはNTT 東日本の取り組みとして災害時の避難施設での早期通信手段確保および帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めていますというところを書かせていたところです。6ページに進みまして、企業内備蓄、従業員および利用者の保護といたしまして、大きな字で書かいてあるところですが、企業内備蓄として、従業員や利用者を直ちに帰宅させることなく社内に留めていただけるよう、3日分以上の食料や飲料水の備蓄を進めていただきたいというところです。4番、安否登録、安否確認の方法です。こちらについては企業内がパニックに陥らないようにきちんと確認していただくことを組織立ってやっていただく必要があるということです。従業員には事前にNTTや各種携帯電話の災害伝言システムを周知しまして、大地震発生時における安否確認方法を家族で確認し合うよう徹底する。そして施設内で冷静な対応がとれるようにするということになります。5番、建物の安全確認ということで、施設管理者は建物の安全点検チェックリストを作成しておき、定期的に点検を行っていくなど、速やかに安全点検が行えるようにしておきましょうということで、このリストについては、以前、主要な施設、駅とかを含めましてヒアリングを私どもで伺った時に作成例をお示しさせていただいたところでして、そういったリストを活用していただければと考えているところです。6番、その他安全対策の徹底ということで、家具類の転倒、落下、移動防止対策、ガラス飛散対策、そして交通情報や災害関連情報を提供する手段として、電子掲示板や放送設備あるいは区役所と一時滞在施設の情報伝達のための防災無線機の定期的な確認だとか、あるいは周辺の集客施設の情報交換、ホームページ等による災害時等の対応方法を周知しておくなど、それぞれの施設で備えるべきものについて確認していただければと考えておるところです。

次のページをおめくり頂きまして、7ページ目では個人で備えることについて書かせていただいております。主に企業が従業員に徹底していただくときに参照していただくページをイメージしてつくらせていただいているところでございます。街頭では、人が集まる場所では、エレベータの中では、自動車などで移動中には、それぞれの対応方法を掲げております。そして徒歩帰宅者への備えとして災害時帰宅支援ステーションの活用、あるいは徒歩の帰宅グッズとして揃えておいて欲しいものを書かせていただいたところでございます。8ページにいきまして、家族で災害時の連絡方法等の確認といたしまして、災害用伝言ダイヤル、こちらについては声を録音して確認をするケース、そして下の方は文字で確認をするケースとして災害用伝言板を書かせていただいているところでございます。

1枚またおめくりいただきまして自助。こちらのページで、施設ごとに身の安全確保と落ち着いた行動を徹底していこうということで、大地震の時にどうすべきかということをつロー図で書かせていただいたところです。身の安全の確保ということで、机やテーブルの下に隠れるという手段もありますが、退避スペース、施設内の安全な場所、あるいは駅前広場に集まるなどをしたあと、従業員や利用客の安全確認、そして先ほども申したような施設の安全点検チェックリストを用いて建物の損傷あるいは周辺の災害状況を確認して

安全かそうではないかを判断頂く。安全な場合は施設内で待機していただいて、満杯の場合は一時滞在施設へ案内する。もし建物が、あるいは周辺が火災とかで危険な場合は広域避難場所等へ誘導するというようなフロー図にさせていただいているところです。

10ページ目は、それぞれの施設でとるべき対応について書かせていただいたところです。駅では乗客の安全確保のあと、改札前での利用客への運行状況の案内。こちらは区と連動して状況報告とかをして頂きたいと思います。そして、乗客、利用客を一時的な避難場所、駅前広場等に誘導し、施設の点検を可能な限り速やかに実施していただきまして、施設が安全な場合は駅構内で乗客や駅前滞留者保護、満杯の場合は一時滞在施設に誘導、施設が危険な場合は広域避難場所等へ誘導すると。滞留者への備蓄物の配布を行ったり、あるいはトイレを稼働していただいたり、交通状況や一時滞在施設の開設状況、災害情報についても提供いただこうと考えているところです。集客施設については、同じように利用客の安全の確保。その後、施設内か一時的な避難場所、駅前広場等へ誘導頂きまして、施設の点検をし、安全な場合は施設内で利用客を保護、満杯な場合は一時滞在施設へ誘導する。施設が危険な場合は広域避難場所等へ誘導。可能な限りトイレや休憩スペースを開放して頂くとともに、交通情報や一時滞在施設の開設状況、災害情報の提供を行って頂きたいと考えているところです。商店街の方には、買い物客等の安全の確保をしていただくのと、徒歩で帰れない買い物客等を駅前広場にご案内して、そこから一時滞在施設等へ誘導ということになります。また、ガス等を使用しないなど安全な状態での営業、被災の程度によりますが、そういったものもご協力いただければと考えておるところです。区本部では、駅、一時滞在施設との連絡調整、あるいは一時滞在施設への備蓄品の搬入、災害情報、滞留情報の把握、そして市災害対策本部への連絡というのをやろうと。市本部では、災害情報、交通情報の把握 情報の発信、そして関係機関との調整を行います。警察では混乱抑制と滞留者誘導・整理、そして道路交通整理、道路交通情報の提供をしていただこうと考えております。バス・タクシーは要援護者等の搬送、学校等は園児、児童、生徒を学校内で保護者引き渡しまで保護して頂こうと。そして企業では従業員を施設内で保護していただくとともに、施設が危険な場合は広域避難場所等へ誘導していこうという役割分担を書かせていただいたところです。

1枚おめくりいただきまして、11ページでは情報発信の流れを整理させていただいております。鉄道・バスの運行情報なのですが、基本的には鉄道事業者、バス事業者は事業者のホームページであったり、あるいは駅の改札での掲示であったり、駅の構内の放送や係員の案内をしていただこうと考えているものなのですが、それプラス道路交通情報、右にいきますが災害情報、駅前滞留状況、一時滞在施設の開設・運営状況、こちらにつきまして区役所もしくは市役所の方へ情報をお寄せいただいて、その情報を真ん中にある市のホームページ、屋外防災無線、メールニュースかわさき、テレビ神奈川のデータ放送、そして緊急速報メール、Twitter、そして一時滞在施設で、それぞれのところで災害情報を可能な限り提供していくというかたちで整理をさせていただいたところです。主に帰宅困難

者対策を行ううえで災害情報をどのような方法でゲットするかということが非常に重要ということなので、正確な情報の取り方がかなり重要なことになることから、ここで整理をさせていただいたということになります。なお、右上に方になりますが、公立保育園とかあるいは公立小学校は震度5強以上の場合、保護者が来るまで保育園や学校で子供を保護するということで、あらかじめ園や学校と保護者との間で子供の安否確認手段について確認をしておく必要があるということを書かせていただいているところです。なおメールニュースかわさきの内容を受けまして、左の下の方にあるのですが、かわさき FM (79.1MHz) で受信できますが、かわさき FM が市の災害対策本部からの市内の災害情報や交通情報を繰り返し放送したすということで、停電等で電源がない場合もラジオはかなり有効な手段になります。そして電波がなくてもサイマルラジオというサイトがありまして、インターネット環境により視聴できるということで、地域コミュニティツールであるかわさき FM を有効にご活用いただきたいと。そして右のページにあります、川崎市と合資会社クリエイティブワークスと、そしてダイードリンコ株式会社で電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定を締結し、災害時における市内の災害情報を表示しますという、絵のと通りの自動販売機がございます。こちらについては市からのメールを自動的に受信して、自動販売機の右の上のモニターなのですが、文字情報でどんどん発信をしていくという機能になっております。もちろん緊急地震速報ですとか津波の警報が発令された場合にもこちらの方に瞬時に音と文字でお知らせするようになっております。このように市の災害の情報というのがデジタルサイレージのモニターの中で映すということで、主にメールニュースかわさきは事前にメールを登録して頂いた方々にメールを発信する機能になっておりまして、登録していない方においてはどうやって配信するかということで、帰宅困難者の多くは市外の方が多いということで、そのメールの内容についてこのデジタルサイレージでまず流させていただきまして、その市外の方へうまく伝わるような仕組みづくりを考えていこうと考えたところです。ちなみになのですが、こちらの自動販売機とデジタルサイレージなのですが、設置費用は自動販売機の売上金で賄えるということで、設置費用は無料でございます。みなさまにおかれましても、置けるところがございましたら可能な限り設置についてご検討頂ければと考えておるところです。

次のページに行きまして13ページになります。共助についてでございます。川崎の地域力として、今話しさせていただきましたコミュニティサイト、かわさき FM がありまして、また公衆無線 LAN として多くの施設で Wi-Fi スポットの導入しているお店が増えているということがございます。そして日頃の地域ぐるみでのイベントによるフェイス・トゥ・フェイスな関係から、活気あるマンパワーによる地域連携があるということで、これらの地域資源を有効活用し、正確な情報を地域で共有しようということで、ラジオだとか、今のようなデジタルサイレージの電光掲示板だったり、あるいはインターネット、Twitter、こういった情報から一時滞在施設の開設状況、市の災害情報、市内等の交通状況を確認し、駅前滞留者への情報提供、あるいは一時滞在施設への案内に活用していくという流れがで

きると考えております。下の方にありますが、トイレの提供、案内、要援護者や負傷者等の支援、安全な避難経路の案内、屋外滞留者の駅前広場への誘導など、地域をあげて対応していきたいと提案内容になっております。また、ワークショップの結果でもありましたが、情報受発信拠点の重要性があげられました情報受発信拠点の設置と役割について、この協議会において今後検討を進めていきたいと考えておるところです。右のページで区・駅・一時滞在施設の情報共有ということで書かせていただいております。簡易無線機、この7月にも導入いたしますので、これらの区役所、駅、一時滞在施設、三角形で書いておりますが、それぞれが情報共有していく体制を築くということを書かせていただいているところ です。

また1枚おめくりいただきまして15ページになります。4番、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会、こちらにつきまして平成24年度の協議結果を示させているところでございます。16ページには委員名簿と書かせていただいているところですが、一つ訂正とお知らせになりますが、川崎日航ホテルさんが一時滞在施設として協力していただけることになりまして、産業振興会館、教育文化会館、アゼリアさん、そして幸市民館とありますが、川崎日航ホテルさんが追加と、一時滞在施設のところにあがってくるかたちになります。

1枚おめくりいただきまして、17ページでは一時滞在施設について書かせていただいております。一時滞在施設とは何か、いつ開設されるのか、開設状況の確認方法をどのようにするか、そしていつまで利用できるのかという内容で書かせていただきました。一時滞在施設のマップについては、日航ホテルさんも追加して書かせていただいたところ です。18ページでは施設の運営フロー図について書かせていただいているところ です。

また1枚おめくりいただきまして、19ページについてなんですが公助についてです。一時滞在施設の備蓄として飲料水および防寒シートを備蓄しております。本日テーブルの上にお配りしているこちらの水なのですが、実際に帰宅困難者用の備蓄として川崎市で用意した水となります。ぜひお飲みいただきまして。これがいざとなった時に、これを一人1本お渡しする、そして防寒シートをお渡しするというかたちになっております。主に区役所ごとに現在のところは管理しております、災害時に一時滞在施設に搬入するというところに今のところはなっております。2番、一時滞在施設の確保についてということで、現在の確保の状況では、駅前滞留者の想定数19,000人と先ほどご紹介させていただきましたところですが、まだ収容しきれない状況です。そのため一時滞在施設の確保に向けて、各施設に対して引き続き協力を求めてまいります、と書かせて頂いております。そして区役所、駅、一時滞在施設との簡易防災無線の整備、あとは非常用発電の燃料の確保、こちらについても引き続き検討を進めていきたいと考えております。なお、これは情報提供になりますが、東京都の一時滞在施設向けの災害時の受入に伴う見舞金を出す保険を商品として販売する保険会社もあります。新聞でも先日取り上げられたものですが、川崎駅についてもこの保険の利用について検討を進めようと考えているところ です。3番、違法駐車

や歩道の不法占拠、屋外広告物の転倒・落下防止策について関係者に更なる徹底を求めボトルネックの解消に努めてまいりたいと考えております。

20ページですが、こちらが内閣府および国交省が進める都市安全確保促進事業というものがありますので、その資料について紹介までに書かせていただいたところです。

また1枚おめくり頂きまして21ページで、その他の帰宅困難者対策といたしまして、災害時帰宅支援ステーションの店舗を紹介させていただいております。New となっているタリーズコーヒーマスタードーナツの店舗なんです、今月3月11日新たに協定を締結した店舗です。現在31団体、9都県市、合計で17,722の店舗が協力して頂いているということになっております。22ページに暫定的に川崎駅周辺マップを載せさせていただいているのですが、今後、ワークショップでも議論いたしましたが、避難ルート等をあらかじめ確認して、そのルートを掲載してまいりたいと考えているところです。

最後の23ページになりますが、施設ごとに必要な情報を入れていただくというメモを作らせていただいております。以上で行動ルール案のたたき台ベースで大変申し訳ないのですが説明を終わります。宜しくお願い致します。

小林座長

それでは引き続いて、今回この行動ルール（案）を作ってきたわけですが、これに基づいて来年度の取り組み、今後どんなかたちで更にこの内容を深めるために行っていくかということを説明をさせていただきたいと思います。では事務局の方お願い致します。

議事3 平成25年度の予定について

浅岡係長

平成25年度の予定、資料3というものをご覧ください。先ほど紹介させていただきました内閣府および国土交通省が進める都市安全確保推進事業というものがありまして、そこで都市再生安全確保計画の策定というものがございます。平成25年度はその事業を活用いたしまして、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備協議会（法定協議）と書かせていただいているところなのですが、都市再生安全確保計画を作るうえで、法律でこの協議会を開催することが義務づけられておりまして、今回の川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会が、その法定協議会と連携して川崎駅における帰宅困難者対策訓練を実施しながら計画を作っていくというものです。

違うページをご覧くださいまして、協議会の運営体制イメージという資料になります。こちらについては、内閣府および国土交通省が作った資料になります。左側に協議会がありますが、こちらが都市再生特別措置法に基づく協議会ということで、法律に基づいて全部で9の団体が協議会を構成する。例えば国の関係行政機関等の長、あるいは独立行政法人の長、地方公共団体の長その他執行機関、等々ですね、鉄道事業者ですとか公共公益施設の整備、もしくは管理を行う人たちが協議会を形成するというものになっております。

こちらの会議につきましては、右側の方にありますが、こちらも法律に基づいているのですが、協議会の構成員がそれらの団体なのですが、そこに下の方にオブザーバーと書いてありまして、都市再生緊急整備地域外の実施主体、あるいは駅周辺の帰宅困難者対策協議会、自治会、商店会等の組織等とあります。駅周辺の帰宅困難者対策協議会というのが、こちらの川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会のことを指しますので、法律に基づく協議会の中にこの協議会がオブザーバーとして参加して議論していこうというものです。下の方に都市再生安全確保計画作成部会というのがありますが、協議会の会議に部会を作ることができるという規定がありまして、会議の構成員としてオブザーバーとして同じような人たちが構成することになります。この協議会での会議あるいは作成部会を開催しながら都市再生安全確保計画を作っていこうという流れになっております。

もう一度、資料3の表の資料をご覧いただきたいと思います。法律に基づく協議会なのですが、平成25年7月にまず立ち上げさせていただきまして、そこで都市再生安全確保計画作成部会の設置等を議論していこうと考えております。そこにオブザーバーとして参加ということで、もっとメンバーが増えた状態で協議会を開催するという、おおざっぱな説明で大変申し訳ないのですが、そのようなかたちで考えております。その後、9月と11月に川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練の企画あるいは実施についての議論を重ね、12月に川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練を実施していこうということです。来年の26年1月にその実施結果の振り返りと確保計画作成に向けたソフト面での対応。ソフト面での対応が行動ルール（案）と思っていただければと思います。それプラス、行動ルールを示すだけではなく、それを支えるハード対策の検討もここで議論をして、最終的にはソフト面とハード面の対策を含めた総合的な計画として、3月に都市再生安全確保計画を策定していこうというスケジュールで今のところ考えております。説明については以上です。

小林座長

以上について、本日の議題についての説明をさせていただきました。今から皆様のご質問をお受けしたいと思いますが、今資料3の方でご説明申し上げましたけれども、資料2までが現在、今年度協議会を設けて作った流れの中で、行動ルールという一つの方向性を出したルールを作っております。このルールに基づきまして、国の法律関係なので、来年から都市再生緊急整備協議会ですとか、都市再生安全確保計画というような、新しいフレーズが出てきておりますけれども、この計画については、この帰宅困難者対策の行動ルールに基づきました川崎駅周辺の安全対策するため具体的なものを、どういう計画を作っていくかという行動ルールに基づいた計画づくりという動きになってまいります。この中で具体的な訓練をやりながら、この川崎市周辺の安全対策、帰宅困難者対策を検討していくというかたちで、行動ルールに基づく訓練の実施、それをやりながら更に中身の課題等を抽出しながら、将来に向けて取り組んでいこうというような位置づけで、今年の位置づけと来年の具体化に向けた取り組みというかたちでの構成になっております。国の法律関係、

国との連携も見ながらやっておりますので、ちょっと動機的に今までと違ったかたちの協議会がでてきますが、大きな流れとしてはそんなかたちになっています。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、質問等がございましたら議事の１、２含めましてお願いしたいと思います。

今、商工会議所、副座長から話しがあつたのですが、これは川崎区についてこのようなかたちで、国と連携しながら動いておりますけれども、他にも川崎市自体には駅がございますし、今非常に開発が進んでいる武蔵小杉駅ですとか、また溝の口駅等、それぞれ拠点駅があります。市全体の中では川崎駅の取り組みをひとつのモデル的な取り組みとして動いています。前回のワークショップでも各区のほうからも職員が見ながら、どういったかたちでワークショップをやっているかなど、こういう計画づくりや情報を入手しながら動いているところでございますし、川崎駅の取り組みを参考にしながら川崎駅だけではなく、区内、川崎市内、他の駅についてもこのようなかたちの帰宅困難者対策、それぞれ区ごとに協議会を設けながら検討を随時進めているところでございまして、その中で反映しながら取り組んでいるということになっております。

何かご質問等ございませんでしょうか。また来年、この行動ルールに基づいて計画づくりを進めていくなかで、また皆さんのご協力を頂きながら進めていきたいと思っております。

司会

今、行動ルール等説明させていただきましたけれども、今日初めて見る資料ですので、持ち帰って頂きまして、何かご意見等ありましたら総務局危機管理室の方にご連絡いただきましたら対応させていただきたいと思っております。今この場でご意見がなくても、遠慮なく言っていただければと思います。また、資料３の来年度の予定ですが、実動訓練をやるということは決まっておりますので、具体的な予定を書かせていただいておりますけれども、当然法定協議会の中ではソフト、ハード対策、いわゆる施設整備とかですね、そういったものも補助というかたちで、全額ではありませんけれども、そういったものも含めまして来年度の予定の中の、訓練だけではなくて今言ったソフト、ハード対策についても検討が必要になると考えております。

議長

この中身の確認期限はいつごろになりますか。

司会

来年７月の協議会には皆さんから頂いた意見を反映させていただきたいと思っておりますので、

4月末までにご意見等頂ければありがたいです。

議長

今、事務局のほうから4月末とありましたが、あまり時間をおいても机の中にしまってしまう可能性がありますので、できるだけ早めに課題とか、質問等、あと修正点がありましたらご連絡をお願いしたいと思います。

今日初めてお出しするということで、中身についてあまり確認しきってないということもありますけれども、宜しく願い致します。特に皆様のほうからこれに関しましてご質問等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、もう一回見直していただいて、何かご質問等ありましたら事務局の方に問い合わせいただければと存じます。

それでは以上、議題の1から3までのご報告については終わらせていただきます。

司会

以上で協議会を終わります。どうも有難うございました。

以上